

法定講習会における

新型コロナウイルス感染症への対応について

法定講習会開催にあたり、新型コロナウイルス感染の拡大防止の対応として、「3つの密」を避けるため、講習会場における受講者の間隔を確保するなど可能な限り努力いたします。

宅地建物取引士法定講習会に申し込む方は、以下にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 体調不良の方について

新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方、発熱や咳が出る方などの症状がある方については、当日の受講を控えていただくようお願いいたします。

なお、講習開始時刻までに必ずお電話にてご連絡ください。

2. マスク着用等について

講習当日は、感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

3. 受付時の検温について

受付時に検温をしますのでご協力をお願いします。

4. 試験室の換気について

当日は、換気のため、可能な限り、窓やドアを開けます。室温の高低に対応して容易に着衣・脱衣できるよう、服装には十分注意してください。

一般社団法人 山口県宅地建物取引業協会
電話 083-973-7111